

船舶事故調査報告書

平成25年10月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年3月19日（火） 15時45分ごろ
発生場所	福岡県宗像市筑前大島北北西方沖 筑前大島灯台から真方位343°12,400m付近 （概位 北緯34°01.0′ 東経130°22.1′）
事故調査の経過	平成25年3月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 林栄丸、9.7トン FO2-6085（漁船登録番号）、個人所有 14.32m（Lr）×3.60m×1.15m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、昭和61年6月28日 第290-50553号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 須賀丸、4.9トン FO3-32575（漁船登録番号）、個人所有 12.10m（Lr）×2.77m×0.88m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成8年10月10日 第290-48726号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月9日 免許証交付日 平成22年11月29日 （平成28年3月19日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月30日 免許証交付日 平成24年2月9日 （平成29年5月28日まで有効）
死傷者等	A 負傷 2人（船長A及び乗組員A） B なし
損傷	A 左舷船首部ブルワーク、外板及び甲板が損傷 B 左舷船首部錨台のローラー軸が曲損、船首防舷材が破損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び乗組員Aが乗り組み、福岡県北九州市岩屋漁港北西約17海里（M）の割り当てられた漁場において、船長Aは、平成25年3月19日13時00分ごろから仕掛けたふぐ漁の延縄の揚収を行っていた。</p> <p>船長Aは、船体中央付近の右舷側のローラーの船尾方に船首方を向いて腰掛けに座り、A船の主機出力の制御及びローラーの操作を行い、乗組員Aは、ローラーの真横で右舷側を向いて腰掛けに座り、揚がってくる釣針を桶に掛ける作業を行っていた。</p> <p>A船は、速力（対地速力、以下同じ。）約2ノット（kn）で東進しながら、延縄の約6割を揚収した15時45分ごろ、筑前大島北北西方沖において、左舷船首付近とB船船首が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せて19日05時30分ごろ宗像市鐘崎漁港を出港し、宗像市沖ノ島から南東方10M付近まで行き、釣りをを行い、15時20分ごろ、帰港のため、自動操舵装置を鐘崎漁港に向ける針路135°（真方位）に設定したのち、速力約13.5～14.0knで航行した。</p> <p>船長Bは、疲れを感じたので、休憩を兼ねて操舵室の椅子に座っていたところ、B船は、A船の左舷船首付近に衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突するまで、A船に気付かなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、船体の損傷状態の確認を行い、沈没の危険がないと判断し、B船は、ゆっくりA船から離れ、それぞれ帰港した。</p> <p>船長Aは、頸部捻挫及び左肩挫傷、乗組員Aは、頸椎捻挫、右背部打撲及び腰部打撲を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び乗組員Aは、右舷の海中から揚収する縄の針及び漁獲物に注意しており、B船に気付いていなかった。</p> <p>A船の魚倉のある前部甲板には、右舷作業場所を除き、ブリッジ前壁から船首マストまでの間に風除け及び日除け用として甲板上を覆うように黄色のテント地のオーニングが設置されていたので、船長Aは、左舷側については真横に位置するテントの一部の約1m四方の透明ビニールの風除け部分を通して見る状況であった。</p> <p>船長Aは、レーダーを作動させていたが、乗組員Aと共に作業をしており、画面を見ていなかった。</p> <p>船長Bは、13.5～14.0knの速力になれば、船首が上がって死角が生じるので、通常は操舵室内で立って操船していたが、釣り客の一人が釣果なしで帰港することが気に掛かり、精神的な疲れを感じて操舵室の椅子に座っていたので、視線は低くなっていた。</p> <p>船長Bは、レーダーを作動させていたが、疲れを感じ、休憩を兼ねて操舵室の椅子に座っており、画面を見ていなかった。</p>

	<p>B船の釣り客は、操舵室前の休憩場所及び船尾甲板上で休憩しており、負傷しなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、筑前大島北北西方沖において、ふぐ漁の延縄を揚収しながら東進中、船長Aが、右舷側で揚収する縄の針等に注意を向け、左舷側の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷側後方から接近するB船に気付かず、A船とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、筑前大島北北西方沖において、遊漁を終了して南東進中、船長Bが、疲れを感じ、休憩を兼ねて操舵室の椅子に座っており、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、B船とA船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、航行中に船首が上昇し、死角が生じていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、筑前大島北北西方沖において、A船が延縄を揚収しながら東進中、B船が南東進中、船長Aが、右舷側で揚収する縄の針等に注意を向け、左舷側の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、疲れを感じ、休憩を兼ねて操舵室の椅子に座っており、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速力の増加で船首が上昇し、死角が生じる船舶の操船者は、視線を高くすることなどにより、見張りを適切に行うこと。 ・ レーダーを適切に使用した見張りを行うこと。 ・ 漁船の乗組員は、操業中であっても、適切な見張りを行うこと。